

千歳市屋内型こどもの遊び場条例

(設置)

第1条 屋内において遊具等を通じた運動及び多様な遊びの場を提供し、並びに子育てに関する相談支援等を行うことにより、子ども（12歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者をいう。以下同じ。）の心身の健やかな成長を図り、もって市民が安心して子育てができるまちづくりを推進するため、千歳市屋内型こどもの遊び場（以下「遊び場」という。）を設置する。

(名称及び位置)

第2条 遊び場の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
千歳市屋内型こどもの遊び場	千歳市勇舞8丁目1番1号

(施設)

第3条 遊び場は、次に掲げる施設をもって構成する。

- (1) こども広場
- (2) 相談コーナー

(事業)

第4条 遊び場は、次に掲げる事業を行う。

- (1) 遊具等を通じた子どもの運動及び遊びの場の提供に関する事業
- (2) 子育てに係る相談及び情報の提供に関する事業
- (3) その他遊び場の設置の目的を達成するために必要な事業

(開館時間等)

第5条 遊び場の開館時間及び休館日は、次のとおりとする。ただし、市長が必要があると認めるときは、臨時に開館時間を延長し、若しくは短縮し、又は休館日に開館し、若しくは開館日に休館することができる。

施設	開館時間	休館日
こども広場	午前10時から午後5時15分まで	(1) 月曜日（この日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「休日」という。）に当たるときは、休日の翌日） (2) 12月31日から翌年1月2日まで
相談コーナー		(1) 月曜日及び火曜日（月曜日が休日に当たるときは休日の翌々日、火曜日が休日に当たるときは休日の翌日） (2) 12月29日から翌年1月3日まで

2 前項の開館時間におけるこども広場の1回の使用に係る開始時間及び終了時間並

びに相談コーナーの運営については、規則で定める。

(使用できる者の範囲)

第6条 こども広場を使用することができる者は、次に掲げる者とする。

- (1) 子ども
- (2) 保護者等（子どもの保護者その他の当該子どもに同伴する者であって18歳に達した日以後の最初の3月31日が終了したものをいう。以下同じ。）
- (3) その他市長が必要と認める者

(使用の承認)

第7条 こども広場を使用しようとする者は、あらかじめ市長の承認を受けなければならない。

2 市長は、前項の承認をする場合において、こども広場の管理運営上必要があると認めるときは、その使用について条件を付することができる。

(使用の不承認)

第8条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、こども広場の使用を承認してはならない。

- (1) 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあるとき。
- (2) 建物、附属設備又は備付物品を破損し、汚損し、又は滅失するおそれがあるとき。
- (3) 子どもが使用する場合において、保護者等が同伴していないとき。
- (4) その他こども広場の管理運営上支障があるとき。

(目的外使用等の禁止)

第9条 第7条第1項の承認を受けた者（以下「使用者」という。）は、承認を受けた目的以外にこども広場を使用し、又はその権利を他に譲渡してはならない。

(使用料)

第10条 使用者は、別表に定める使用料を納付しなければならない。

2 前項の使用料は、前納しなければならない。ただし、市長が特別な理由があると認めるときは、この限りでない。

3 市長は、特に必要があると認めるときは、第1項の使用料を減免することができる。

(使用料の還付)

第11条 既納の使用料は、還付しない。ただし、市長が特別な理由があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。

(承認の取消し等)

第12条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、第7条第1項の承認を取り消し、若しくは使用の停止を命じ、又は承認の条件を変更することができる。

- (1) 使用者がこの条例若しくはこの条例に基づく規則又はこれらに基づく指示に違反したとき。
- (2) 使用者が偽りその他不正な手段により第7条第1項の承認を受けたとき。

(3) 使用者が第7条第2項に規定する承認の条件に違反したとき。

(4) 第8条各号のいずれかに該当することとなったとき。

(5) 公益上やむを得ない事由が発生したとき。

(原状回復の義務)

第13条 使用者は、こども広場の使用を終了したとき、又は前条の規定により承認を取り消され、若しくは使用の停止を命ぜられたときは、直ちにその使用場所を原状に回復しなければならない。

2 市長は、使用者が前項の義務を履行しないときは、これを代行し、その費用を使用者から徴収することができる。

(損害賠償の義務)

第14条 遊び場を使用する者は、その使用により建物、附属設備又は備付物品を破損し、汚損し、又は滅失したときは、その損害を賠償しなければならない。ただし、市長がその者の責めに帰すことができない理由があると認めるときは、この限りでない。

(販売行為等の禁止)

第15条 市長の承認を受けた者以外は、遊び場において、物品の販売、寄附の要請その他これらに類する行為をしてはならない。

(入場の拒否等)

第16条 市長は、遊び場の管理上適当でないと認める者に対し、遊び場への入場を拒否し、又は遊び場からの退場を命ずることができる。

(指定管理者による管理)

第17条 こども広場の管理は、市長が指定する指定管理者（地方自治法（昭和22年法律第67号。第20条第1項において「法」という。）第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。）に行わせることができる。

2 前項の規定により指定管理者にこども広場の管理を行わせる場合にあっては、第7条、第8条及び第12条中「市長」とあるのは「指定管理者」と、第16条中「市長は、遊び場の」とあるのは「市長又は指定管理者は、遊び場（市長にあっては相談コーナーに限り、指定管理者にあってはこども広場に限り、以下この条において同じ。）の」とする。

(指定管理者が行う業務)

第18条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

(1) 第4条第1号及び第3号に掲げる事業の実施に関する業務

(2) こども広場の使用の承認に関する業務

(3) こども広場の建物、附属設備及び備付物品の維持管理に関する業務

(4) 前3号に掲げるもののほか、こども広場の運営に関する事務のうち市長が定める業務

(指定管理者の管理の期間)

第19条 指定管理者がこども広場の管理を行う期間は、指定を受けた日の属する年

度の翌年度の4月1日（当該指定を受けた日が4月1日である場合は、当該日）から起算して5年の間とする。ただし、再指定を妨げない。

（利用料金）

第20条 市長は、法第244条の2第8項の規定に基づき、指定管理者にこども広場の利用に係る料金（以下この条において「利用料金」という。）を当該指定管理者の収入として収受させることができる。この場合において、使用者は、指定管理者に利用料金を支払わなければならない。

2 利用料金の額は、第10条第1項の規定による使用料の額の範囲内において、指定管理者があらかじめ市長の承認を得て定める。

3 利用料金は、前納しなければならない。ただし、指定管理者が特別な理由があると認めるときは、この限りでない。

4 指定管理者は、市長があらかじめ定めた基準に従い、利用料金を減免することができる。

5 指定管理者は、市長が別に定める場合に限り、利用料金の全部又は一部を還付することができる。

6 第10条及び第11条の規定は、第1項の規定により利用料金を指定管理者の収入として収受させる場合には、適用しない。

（委任）

第21条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、規則で定める日から施行する。ただし、第17条第1項の規定は、公布の日から施行する。

別表（第10条関係）

こども広場使用料（1人1回につき）

区分			使用料
市内在住者	子ども	2歳未満	無料
		2歳以上	300円
	子ども以外の者		150円
市内在住者以外の者	子ども	2歳未満	無料
		2歳以上	600円
	子ども以外の者		300円

備考

- 1 市内在住者とは、市内に住所を有し、かつ、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第6条の住民基本台帳に記録されている者をいう。
- 2 1回の使用時間は、1時間30分とする。
- 3 1回の使用時間が1時間30分に満たない場合であっても、1回当たりの使用料を徴収する。